

まつえ水素活用協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は「まつえ水素活用協議会」と称する。

(目的)

第2条 我が国及び松江市におけるカーボンニュートラルの実現を目指すため、CO₂を排出せずに電力・熱利用することが可能である水素の利活用、「つくる」「はこぶ・ためる」「つかう」という水素のサプライチェーンの構築について、地域の特性に根差した需給を組み合わせた「松江市モデル」の構築を進めることにより、松江市における脱炭素化の推進及び、地域企業の水素事業への参入促進や水素関連企業の誘致による地域経済の活性化を目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 水素社会の実現に向けた機運醸成に関すること
- (2) 水素に係る市民理解の促進に関すること
- (3) 水素社会の現状や将来動向についての調査・研究に関すること
- (4) 水素に関連するエネルギーの普及啓発に関すること
- (5) 水素に関連する産業及びインフラの創出に関すること
- (6) 近隣自治体との連携に関すること
- (7) その他、本協議会の目的達成のために必要な事項に関すること

(会員)

第4条 会員は本協議会の趣旨に賛同する次の者をもって構成する。水素に携わるまたは関心のある企業、大学、試験研究機関、産業支援機関、金融機関、行政機関等。

- 2 本会に入会するときは、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。
- 3 会員が退会するときは、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 本協議会は、暴力団、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、反社会的勢力という）の入会を禁止する。

- 2 会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合、当団体は事前の通知なく直ちに会員資格を取り消すことができるものとする。

(組織)

第6条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：若干名

(会長)

第7条 会長は松江市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第8条 副会長は協議会の会議（以下、会議という）で選任する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は必要に応じて会長が招集し、開催する。

- 2 会議は、協議会の事業及び運営に関する事項について審議する。
- 3 会議の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第10条 会長は、（第3条に掲げる事業を推進するため、）必要に応じ、協議会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置に関する事項は別に定める。

(オブザーバー)

第11条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が指名した者とする。
- 3 会長は、必要に応じて、会議にオブザーバーを招聘することができる。

(会議の公開)

第12条 会議は原則として公開する。ただし、公開することが適当でないと会長が判断した場合は、非公開とする。

- 2 会議の議事録、議事次第及び配布資料は、会議終了後に公開する。
- 3 会議の議事録、議事次第及び配布資料に会員名を記載する場合は、該当会員の同意

を得る。

(秘密保持)

第 13 条 協議会の会員（オブザーバーを含む）は、協議会及びワーキンググループで知りえた機密事項を外部に漏らし、また、無断で使用してはならない。

2 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示または漏洩してはならない。

(会費)

第 14 条 協議会の会費は、当面の間、無料とする。

(事務局)

第 15 条 協議会の事務局は、松江市環境エネルギー課に置く。

2 協議会の事務局長は、松江市環境エネルギー課長を持って充てる。

(規約の制定改廃)

第 16 条 この規約の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に通知する。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は会長が協議によって定める。

(附則)

この規約は令和 7 年 3 月 24 日から施行する。